

横手市3世代同居等促進住まい支援事業補助金 Q&A

対象となる世帯について

Q	対象となる3世代の構成を教えてください。
A	<p>この制度における「3世代」は、上位の世代から見て「①親 ②子 ③孫」の組合せにより構成される「3世代」を意味します。なお、③子 ④孫による構成を「子世帯」と考えます。基本的な構成は、以下のとおり。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">親(祖父母)</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;"> 「親世代」と考えます。 ①親（4世代家族など、親より上の世代も含まれます。） </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↓</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">子(父・母)</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;"> 「子世代」と考えます。 ③子 ④孫（中学生以下または胎児） 原則として両世代とも必須。 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">↓</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">孫(中学生以下)</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;"> 「子世代」と考えます。 ③子 ④孫（中学生以下または胎児） 原則として両世代とも必須。 </div> </div>
Q	申請以前から3世代として、同居や直線2km以内の近居の状態にあります。補助の対象となりますか。
A	補助の対象になりません。親世代と子世代が申請時点で直線2km以上離れており、かつ、少なくともどちらかの世帯が住民票の異動を伴う転居又は転入を行い、新たに同居・近居することが必要となります。
Q	市外から転入し、近居を予定している子世代です。補助対象となる「同一地区会議内」とは、どの範囲ですか。
A	「地区会議」は、主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、町内会等をさらに拡大した形として、概ね合併前の旧市町村の小学校単位を基本とする地域コミュニティの単位です。地区会議を構成する行政区・町内会等については、別紙資料「市内地区会議の区域割」をご確認ください。
Q	親世代の家族が入所している介護保健施設や有料老人ホームを基準として、2km以内の近居を新たにする場合、補助の対象となりますか。
A	補助の対象になりません。ただし、親世代の家族がアパート等民間の賃貸住宅に居住している場合は、そのアパートを基準として、補助の対象とすることは可能です。
Q	補助金を受けて同居を開始しましたが、3年以内に同居していた親世代の家族が亡くなってしまい、「子世代(2世代)」のみとなってしまいました。補助金を返還する必要がありますか。
A	補助金の返還は必要ありません。家族の死亡により、やむを得ず3世代の状態が解消されてしまった場合は、補助金を返還する必要はありません。
Q	補助金を受けて同居を開始しましたが、3年以内に同居していた子世代の家族が仕事の都合により市外へ転出することになり、「親世代」のみとなる予定です。どうすればよいですか。
A	補助金の交付確定後3年以内に、仕事など自己都合により3世代の状態を解消する場合、補助金の返還が生じることがありますので、速やかに当課までご連絡ください。
Q	もともと同居や直線2km以内での近居をしていましたが、申請時点で一度対象外となる場所に転居(出)し、工事完了時点で再度、同居や直線2km以内へ転居(入)をすることは可能ですか。
A	本事業は、こうしたケースを想定していません。補助金を受けるための故意の転居(出)や転出先に居住実態がない、などが判明した場合には、交付決定を取り消します。なお、提出いただいた世帯調査書に基づき、市では、現住所と前住所地やそれぞれの住定日等を確認いたします。

横手市3世代同居等促進住まい支援事業補助金 Q&A

対象となる住宅について

Q	店舗との併用住宅は、補助対象となりますか。
A	自己居住用の面積が、延べ床面積の2分の1以上あれば対象となります。
Q	親世代が所有する地続きの同一敷地内に、子世代が新たに住宅を別棟で新築する場合は、同居ですか、近居ですか。
A	同居といたします。

対象となる住宅取得等(工事)の内容について

Q	新たに3世代同居するため、中古住宅を購入し、リフォームを考えています。補助金は、購入用とリフォーム用の両方を申請できますか。
A	本補助金では、「住宅購入」のみの申請となります。 (工事の内容によって、リフォーム部分は、雪国よこて安全安心住宅普及促進事業が該当になる場合があります。)
Q	リフォームの場合、雪国よこて安全安心住宅普及促進事業との両方を申請することは可能ですか。
A	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業と3世代同居等促進住まい支援事業との工事を区分し、対象になる場合は、両方の補助金を申請することが可能です。 工事の区分にあたっては、雪国よこて安全安心促進事業の補助対象工事を先に確定させる必要があります。建設部建築住宅課へご相談ください。
Q	契約しようとする事業者・会社等に制約はありますか。
A	増(減)築工事及びリフォーム工事については、市内に事業所を有する建設業者等の法人、または市に住民登録をしている個人であって、市税を滞納していない者との契約が対象となります。

Q	要綱に規定されている補助対象外工事の中で、「市長が不適当と認めた工事」とは、どのようなものがありますか。
A	一例としては、以下の工事が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事のみ ・耐震改修工事（横手市木造住宅耐震改修等補助事業あり） ・住宅以外の増築 ・住宅と別棟の車庫・物置等の工事 ・併用住宅のうち、店舗・事務所等非居住部分の工事 ・浄化槽の設置及び解体、下水道への接続工事

Q	いつまで完了させなければいけませんか。
A	2月末日までに、完了実績報告書を提出してください。 特に新築や購入等の場合には、建物の登記事項証明書の添付が必要です。

申請書類等について

Q	補助金の申請者は、誰になりますか。
A	3世代を構成する関係世帯員のうち、補助対象住宅の所有(予定)者か、工事等の契約者となる方が申請者となります。